

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 1 月 14 日 本紙第 5474 号 4 ページ
【法令番号】	平成 22 年 1 月 14 日 政令第 5 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	平成 23 年 2 月 1 日から施行 一部の規定は、公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行
【制定の根拠】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 5 項第 11 号及び第 20 項第 6 号並びに第 56 条の 3 第 1 項第 1 号 検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 2 条第 3 号、第 26 条及び第 26 条の 2
【法令のあらまし】	一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係 1 チクングニア熱を四類感染症に追加する。（第一条関係） 2 アレナウイルス属チャパレウイルス及びエボラウイルス属ブンディブギョエボラウイルスを一種病原体等及び特定一種病原体等に追加する。（第一条の二及び第一五条関係） 二 検疫法施行令の一部改正関係 1 チクングニア熱を検疫感染症に追加する。（別表第二関係） 2 検疫感染症の病原体の有無に関する検査の手数料の額を診療報酬の改定を踏まえ改定する。（別表第二の二関係）
【改正される法令】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号） 検疫法施行令（昭和 26 年政令第 377 号）